



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） ..... 1

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課） ..... 4

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） ..... 5

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） ..... 10

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課） ..... 11

### 訓 令

文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） ..... 11

告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） ..... 12

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（人事課） ..... 14

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） ..... 15

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） ..... 16

特命推進課設置規程の一部を改正する訓令（行政管理課） ..... 18

感染防止経営支援課設置規程を廃止する訓令（行政管理課） ..... 18

観光事業者等支援課設置規程を廃止する訓令（行政管理課） ..... 18

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令（県土・跡地利用対策課） ..... 19

### 災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 ..... 19

### 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 ..... 20

### 新型インフルエンザ等対策本部事項

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 ..... 20

## 規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第35号

#### 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

沖縄県公益認定等審議会	委員	日額 9,300
	専門委員	日額 9,300

を

「				」	
沖縄県公益認定等審議会	委員	日額	9,300	に、	」
	専門委員	日額	9,300		
沖縄県公文書館指定管理者制度運用委員会委員		日額	9,300		
「				」	
沖縄県個人情報保護審査会	委員	日額	9,300	を	」
	専門委員	日額	9,300		
「				」	
沖縄県個人情報保護審査会委員		日額	9,300	に、	」
「				」	
沖縄県土地利用審査会委員		日額	9,300	を	」
「				」	
沖縄県土地利用審査会委員		日額	9,300	に、	」
沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者制度運用委員会委員		日額	9,300		
「				」	
沖縄県社会福祉審議会委員		日額	9,300	を	」
「				」	
沖縄県平和創造の森公園指定管理者制度運用委員会委員		日額	9,300	に、	」
沖縄県社会福祉審議会委員		日額	9,300		
沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会委員		日額	9,300		
「				」	
沖縄県青少年保護育成審議会委員		日額	9,300	を	」
「				」	
沖縄県青少年保護育成審議会委員		日額	9,300	に、	」
沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会委員		日額	9,300		
「				」	
沖縄県男女共同参画審議会委員		日額	9,300	を	」
「				」	
沖縄県男女共同参画審議会委員		日額	9,300	に、	」
沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会委員		日額	9,300		
平和の礎 <small>ひら</small> 指定管理者制度運用委員会委員		日額	9,300		
沖縄県差別のない社会づくり審議会委員		日額	9,300		
「				」	
沖縄県工芸産業振興審議会	委員	日額	9,300		

	専門委員	日額 9,300	を に、
「			
沖縄県民の森指定管理者制度運用委員会委員		日額 9,300	
沖縄県工芸産業振興審議会	委員	日額 9,300	
	専門委員	日額 9,300	
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター指定管理者制度運用委員会委員		日額 9,300	
おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会委員		日額 9,300	
沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会委員		日額 9,300	
沖縄IT津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会委員		日額 9,300	
」			
「 沖縄県観光審議会委員		日額 9,300	を に、
」			
「 沖縄県観光審議会委員		日額 9,300	に、
沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館指定管理者制度運用委員会委員		日額 9,300	
」			
「 沖縄県スポーツ推進審議会委員		日額 9,300	を に、
」			
「 沖縄空手会館指定管理者制度運用委員会委員		日額 9,300	に、
沖縄県スポーツ推進審議会委員		日額 9,300	
奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会委員		日額 9,300	
」			
「 沖縄県水防協議会委員		日額 9,300	を
沖縄県地方港湾審議会	委員	日額 9,300	
	臨時委員	日額 9,300	
」			
「 沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会委員		日額 9,300	に、
沖縄県水防協議会委員		日額 9,300	
沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会委員		日額 9,300	
沖縄県地方港湾審議会	委員	日額 9,300	
	臨時委員	日額 9,300	
宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西		日額 9,300	

原・与那原マリンパーク指定管理者制度運用委員会委員	
---------------------------	--

沖縄県都市計画審議会委員	日額 9,300
--------------	----------

沖縄県都市計画審議会委員	日額 9,300
首里城公園指定管理者制度運用委員会委員	日額 9,300
都市公園指定管理者制度運用委員会委員	日額 9,300
海洋博覧会地区内施設指定管理者制度運用委員会委員	日額 9,300
沖縄県営住宅指定管理者制度運用委員会委員	日額 9,300

沖縄県生涯学習審議会	委員	日額 9,300
	専門委員	日額 9,300

沖縄県生涯学習審議会	委員	日額 9,300
	専門委員	日額 9,300
沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会委員	日額 9,300	

博物館・美術館協議会委員	日額 9,300
--------------	----------

博物館・美術館協議会委員	日額 9,300
沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会委員	日額 9,300

」  
を  
」  
に、  
」  
を  
」  
に、  
」  
を  
」  
に改める。

別表第2中「7,200円」を「7,320円」に、「7,250円」を「7,370円」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第36号**

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則（平成18年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1号ウ中「配水調整監、建設調整監」を「企画調整監、建設調整監、危機管理室長」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第37号**

**沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則**

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、事務を所管する課の職及びそれ以外の職を兼務し、又は併任している職員で構成される部局横断的な組織（以下「マトリックス組織」という。）として、行政管理課に内部統制推進班を置く。

第20条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第29条第1項の表企画調整課の項中「企画制度班 計画班」を「企画班」に改め、同表科学技術振興課の項中「知的産業集積支援班」を「イノベーション創出支援班」に改め、同条第2項中「事務を所管する課の職員及びそれ以外の職員を兼務又は併任して配置する職員で構成される横断的組織（以下「マトリックス組織」という。）」を「マトリックス組織」に改める。

第33条第1項の表自然保護課の項中「自然遺産保全班」を「自然史博物館誘致・自然遺産班」に改める。

第37条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1項を加える。

(1) 国立自然史博物館の誘致に関する事。

第43条第1項の表青少年・子ども家庭課の項中「児童育成班」を「子ども育成班 子ども福祉班」に改め、同条第2項中「として、」の次に「子ども未来政策課に子ども施策調整班を、」を加える。

第46条第2号中「老人保健施設」を「有料老人ホーム」に改め、第5号を次のように改める。

(5) 地域包括ケアシステムの推進に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第46条第8号中「高齢者社会対策」を「高齢社会対策」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3項を加える。

(7) 認知症に関する施策の推進に関する事。

(8) 高齢者の権利擁護に関する事。

(9) 高齢者虐待の防止に関する事。

第47条の2第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1項を加える。

(2) 他部他課の所掌する子ども関連施策との連携に関する事。

第48条の3第9号中「平和の礎」を「平和の礎」に改め、同条中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号の次に次の2項を加える。

(12) 沖縄県差別のない社会づくり条例（令和5年沖縄県条例第13号）に関する事。

(13) 差別のない社会づくり審議会に関する事。

第49条の表医療政策課の項中「北部医療センター整備推進室」を「北部医療センター・医師確保推進室」に改める。

第67条の表中小企業支援課の項中「金融班」を「金融班 協力金対策班」に改め、同表中

「情報産業振

興課」を「ITイノベーション推進課」に改める。

第70条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1項を加える。

(6) 県内で生産した加工食品等を輸出する場合における産地証明に関する事（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

第73条の2を次のように改める。

（ITイノベーション推進課の事務）

**第73条の2** ITイノベーション推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 情報通信産業の振興に関する事。

(2) 高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による事業者の経営の効率

化、事業の高度化及び生産性の向上（以下「情報通信技術を用いた経営の効率化等」という。）の促進に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

- (3) 情報通信産業の振興及び情報通信技術を用いた経営の効率化等の促進に関する人材育成に関すること。
- (4) 情報通信産業の振興に関連する基盤の整備促進に関すること。
- (5) 情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区に関すること。
- (6) 経済金融活性化特別地区に関すること。
- (7) 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センターに関すること。
- (8) 他部の所掌する情報通信産業及び情報通信技術を用いた経営の効率化等に係る施策との連携に関すること。

第76条の表観光政策課の項中「観光文化企画班」を「観光文化企画班 観光統計・支援班」に改め、同表文化振興課の項中「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室」を「しまくとぅば普及推進室」に改め、同表スポーツ振興課の項中「スポーツ振興班」を「スポーツ振興班 FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催支援室」に改め、同表交流推進課の項中「旅券センター 第7回世界のウチナーンチュ大会推進室」を「旅券センター」に改める。

第80条第12号を次のように改める。

- (12) しまくとぅばの日に関する条例（平成18年沖縄県条例第35号）第1条に規定するしまくとぅばの保存、普及及び継承に関すること。

第81条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) FIBAバスケットボールワールドカップ2023の開催に関すること。

第156条第2項の表中「企画管理班 感染症疫学管理班」を「企画管理班」に、「環境科学班」を「環境科学班 感染症研究センター」に改める。

第161条第6号を削り、同条中第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第241条第2号の表沖縄県情報公開審査会の項の前に次のように加える。

沖縄県公文書館指定管理者制度運用委員会	沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄県公文書館（以下「公文書館」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う公文書館の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	総務部	総務私学課
---------------------	---	-----	-------

第241条第2号の表沖縄県個人情報保護審査会の項中「沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の規定に基づき、個人情報の取扱いに関し実施機関の諮問に応じて審議を行うこと、保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合に審議を行うこと、」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による実施機関の諮問に応じ審査請求について調査審議すること及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）第7条の規定による実施機関の諮問に応じ調査審議すること並びに」に、「並びに」を「及び」に改め、「重要事項について」の次に「実施機関の諮問に応じて答申し又は」を加える。

第241条第2号の表沖縄県土地開発審査会の項の次に次のように加える。

沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者制度運用委員会	沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄ライフサイエンス研究センター（以下「研究センター」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う研究センターの管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	企画部	科学技術振興課
------------------------------	---	-----	---------

第241条第2号の表沖縄県環境影響評価審査会の項の次に次のように加える。

沖縄県平和創造の森公園指定管理者制度運用	沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）の規定に基づき、	環境部	環境再生課
----------------------	--	-----	-------

委員会	知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄県平和創造の森公園（以下「平和創造の森公園」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う平和創造の森公園の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。		
沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会	沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄県総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う総合福祉センターの管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	子ども生活福祉部	福祉政策課

第241条第2号の表沖縄県青少年保護育成審議会の項の次に次のように加える。

沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会	沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄県立石嶺児童園（以下「石嶺児童園」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う石嶺児童園の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
-----------------------	--	----------	------------

第241条第2号の表沖縄県男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会	沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄県男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う男女共同参画センターの管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課
平和の礎指定管理者制度運用委員会	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに平和の礎に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う平和の礎の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課
沖縄県差別のない社会づくり審議会	沖縄県差別のない社会づくり条例の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること及び不当な差別のない社会の形成に関する施策の推進に関する重要事項について答申し、又は建議すること。	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課

第241条第2号の表沖縄県平和祈念資料館運営協議会の項中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同表沖縄県農作物種苗審議会の項の次に次のように加える。

沖縄県県民の森指定管理者制度運用委員会	沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄県県民の森（以下「県民の森」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う県民の森の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	農林水産部	森林管理課
---------------------	---	-------	-------

第241条第2号の表沖縄県工芸産業振興審議会の項の次に次のように加える。

おきなわ工芸 <small>（もろ）</small> の杜指定管理者制度運用委員会	おきなわ工芸 <small>（もろ）</small> の杜の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びにおきなわ工芸 <small>（もろ）</small> の杜に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行うおきなわ工芸 <small>（もろ）</small> の杜の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	商工労働部	ものづくり振興課
---	---	-------	----------

<p>沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター指定管理者制度運用委員会</p>	<p>沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター及び沖縄バイオ産業振興センター（以下「バイオ関連施設」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行うバイオ関連施設の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>ものづくり振興課</p>
<p>沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設指定管理者制度運用委員会</p>	<p>沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに同条例第3条に規定する那覇地区等施設（以下「那覇地区等施設」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う那覇地区等施設の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>企業立地推進課</p>
<p>沖縄 I T 津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター指定管理者制度運用委員会</p>	<p>沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄 I T 津梁パーク施設及び沖縄情報通信センター（以下「情報通信関連施設」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う情報通信関連施設の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>I T イノベーション推進課</p>

第241条第2号の表沖縄県観光審議会の項の次に次のように加える。

<p>沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館指定管理者制度運用委員会</p>	<p>沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館（以下「コンベンションセンター等」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行うコンベンションセンター等の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。</p>	<p>文化観光スポーツ部</p>	<p>第9条の規定により設置されたMICE推進課</p>
---	---	------------------	------------------------------

第241条第2号の表沖縄県文化芸術振興審議会の項の次に次のように加える。

<p>沖縄空手会館指定管理者制度運用委員会</p>	<p>沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄空手会館に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う沖縄空手会館の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。</p>	<p>文化観光スポーツ部</p>	<p>空手振興課</p>
---------------------------	--	------------------	--------------

第241条第2号の表沖縄県スポーツ推進審議会の項の次に次のように加える。

<p>奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会</p>	<p>沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに奥武山公園及び奥武山総合運動場（以下「奥武山公園施設」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う奥武山公園施設の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。</p>	<p>文化観光スポーツ部</p>	<p>スポーツ推進課</p>
------------------------------------	---	------------------	----------------

第241条第2号の表沖縄県建設業審議会の項の次に次のように加える。

<p>沖縄県駐車場指定管理者制度運用委員会</p>	<p>沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに県民広場地下駐車場、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場及び樋川立体駐車場（以下「自動車駐車場」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う自動車駐車場の管理</p>	<p>土木建築部</p>	<p>道路管理課 都市計画・モノレール課</p>
---------------------------	---	--------------	------------------------------



	に関する重要事項について答申し又は建議すること。		
--	--------------------------	--	--

第241条第2号の表沖縄県水防協議会の項の次に次のように加える。

沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会	沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに同条例第1条に規定する海浜公園（以下「海浜公園」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う海浜公園の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	土木建築部	海岸防災課
---------------------	---	-------	-------

第241条第2号の表沖縄県地方港湾審議会の項の次に次のように加える。

宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリパーク指定管理者制度運用委員会	沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに同条例第16条に規定する指定管理港湾施設（以下「指定管理港湾施設」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う指定管理港湾施設の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	土木建築部	港湾課
---	---	-------	-----

第241条第2号の表沖縄県景観形成審議会の項の次に次のように加える。

首里城公園指定管理者制度運用委員会	沖縄県都市公園条例の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに首里城公園及び沖縄県国営沖縄記念公園内施設のうち首里城地区内施設（以下「首里城公園等」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う首里城公園等の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	土木建築部	都市公園課
都市公園指定管理者制度運用委員会	沖縄県都市公園条例の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに県が設置する都市公園（首里城公園及び奥武山公園を除く。以下「都市公園」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う都市公園の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	土木建築部	都市公園課
海洋博覧会地区内施設指定管理者制度運用委員会	沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄県国営沖縄記念公園内施設のうち海洋博覧会地区内施設（以下「海洋博覧会地区内施設」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う海洋博覧会地区内施設の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	土木建築部	都市公園課
沖縄県営住宅指定管理者制度運用委員会	沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに同条例第1条に規定する県営住宅等（以下「県営住宅等」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う県営住宅等の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	土木建築部	住宅課

第249条の表産業雇用統括監の項中「並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に係る協力金の支給等に関する事務」を削り、同表観光政策統括監の項中「及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた観光関連事業者等への支援金の支給等」を削り、同表生物多様性推進監の項中「及び」を「、」に改め、「保全管理」の次に「及び国立自然史博物館の誘致」を加え、同項の次に次のように加える。

福祉企画監	子ども生活福祉部福祉政策課	福祉企画に関する事務を総括する。
-------	---------------	------------------

第249条の表設備事業監の項の次に次のように加える。

地域外交室長	必要と認める課	地域外交室に関する事務を総括する。
--------	---------	-------------------

第249条の表北部医療センター整備推進室長の項を次のように改める。

北部医療センター・医師確保推進室長	保健医療部医療政策課	北部医療センター・医師確保推進室に関する事務を総括する。
-------------------	------------	------------------------------

第249条の表中

国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長	文化観光スポーツ部文化振興課	国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室に関する事務を総括する。
--------------------	----------------	-------------------------------

を

しまくとぅば普及推進室長	文化観光スポーツ部文化振興課	しまくとぅば普及推進室に関する事務を総括する。
F I B Aバスケットボールワールドカップ2023開催支援室長	文化観光スポーツ部スポーツ振興課	F I B Aバスケットボールワールドカップ2023開催支援室に関する事務を総括する。

に改める。

第249条の表第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長の項を削る。

第250条の表企業誘致対策監の項の次に次のように加える。

水質管理監	下水道事務所	下水の処理、汚泥の処分及び水質管理に関する事務を総括する。
感染症研究センター室長	衛生環境研究所	感染症研究センターに関する事務を総括する。

第250条の表中

土木事務所	を	北部土木事務所、中部土木事務所及び南部土木事務所	に改める。
-------	---	--------------------------	-------

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第38号**

**沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次

のように改正する。

別表第1 所長、場長、院長、校長及び館長の項専決事項の欄第9号中「沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

別表第2 平和祈念資料館長の項委任事項の欄第7号中「第19条」を「第20条」に改め、同表農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第87号中「第17条ただし書」を「第18条ただし書」に改め、同表林業事務所長の項委任事項の欄第46号中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改め、同欄第47号中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改め、同表土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第115号の8中「第15条」を「第16条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年沖縄県条例第54号）附則第8項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、改正前の別表第1 所長、場長、院長、校長及び館長の項専決事項の欄第9号の規定は、なおその効力を有する。

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第39号

##### 沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項の3中「生物多様性推進監」の次に「、福祉企画監」を加え、「旅券センター室長」を「地域外交室長」に改め、「総務事務センター室長」の次に「、SDGs推進室長、公共交通推進室長」を加え、「SDGs推進室長、公共交通推進室長、北部医療センター整備推進室長」を「北部医療センター・医師確保推進室長」に、「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長、第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長」を「しまくとぅば普及推進室長、FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催支援室長、旅券センター室長」に、「観光施設推進監」を「水質管理監、感染症研究センター室長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 訓 令

#### 沖縄県訓令第8号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

##### 文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第52条の見出し中「及び契印」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書以外の文書については、公印の押印を省略することができる。

- (1) 法令等の規定により公印の押印を要する文書
  - (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書
  - (3) 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、公印を押印することが特に必要と認められる文書
- 第52条第3項を削る。

別表第1中 「

情報産業振興課	商情
---------	----

」を  
「

ITイノベーション推進課	商イ
--------------	----

」に、  
「

労働政策課	商労
感染防止経営支援課	商感

」を  
「

労働政策課	商労
-------	----

」に、  
「

交流推進課	文交
観光事業者等支援課	文援

」を  
「

交流推進課	文交
-------	----

」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第9号**

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**告示・公告定型の一部を改正する訓令**

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「定型総税2 県税に係る徴収金の収納事務の委託契約の解除」を  
「定型総税2 県税に係る徴収金の収納事務の委託契約の解除」を  
定型総税3 指定納付受託者  
定型総税4 指定納付受託者  
定型総税5 指定納付受託者

金の収納事務の委託契約の解除

の指定

の名称（住所、事務所の所在地）の変更の届出 に、「定型総税3」を「定型総税6」に、「定型総税4」

の指定の取消し

を「定型総税7」に、「定型総税5」を「定型総税8」に、「定型総税6」を「定型総税9」に、「定型総税7」を「定型総税10」に、「定型総税8」を「定型総税11」に、「定型総税9」を「定型総税12」に、

「第9節 女性力・平和推進課」を 「第9節 女性力・平和推進課」 に、「情報産業振  
興課」を「ITイノベーション推進課」に、 「定型商労2 職業訓練指導員試験の実施」を「 定型商労2

職業訓練指導員試験の実施」に、 「第7節 交流推進課」を「第7節 交流推進課」に改める。  
第10節 感染防止経営支援課

職業訓練指導員試験の実施」に、「第7節 交流推進課」を「第7節 交流推進課」に改める。  
第8節 観光事業者等支援課

定型総税1を次のように改める。

**定型総税1 県税に係る徴収金の収納事務の委託**

**行為の根拠** 地方自治法施行令第158条の2第1項

**告示の根拠** 地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項

沖縄県告示第 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する徴収金の収納の事務を委託した。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 (1) 委託した収納事務
- (2) 受託者の氏名（名称）及び住所（所在地）

氏名（名称）	住所（所在地）

(3) 委託期間 令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日まで

- 2 (1) 委託した収納事務
- (2) 受託者の氏名（名称）及び住所（所在地）

氏名（名称）	住所（所在地）

(3) 委託期間 令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日まで

第3章第6節中定型総税9を定型総税12とし、定型総税3から定型総税8までを3定型ずつ繰り下げ、定型総税2の次に次の3定型を加える。

定型総税3 指定納付受託者の指定

行為の根拠 地方自治法第231条の2の3第1項

告示の根拠 地方自治法第231条の2の3第2項

沖縄県告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 指定納付受託者の名称及び住所（事務所の所在地）
- 2 指定をした日 令和\_\_年\_\_月\_\_日
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入の内容

定型総税4 指定納付受託者の名称（住所、事務所の所在地）の変更の届出

行為の根拠 地方自治法第231条の2の3第3項

告示の根拠 地方自治法第231条の2の3第4項

沖縄県告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり名称（住所、事務所の所在地）の変更の届出があった。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 届出をした指定納付受託者の名称
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

**定型総税5 指定納付受託者の指定の取消し**

**行為の根拠** 地方自治法第231条の2の7第1項

**告示の根拠** 地方自治法第231条の2の7第2項

**沖縄県告示第 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の7第1項の規定により、指定納付受託者の指定を次のとおり取り消した。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 指定を取り消した指定納付受託者の名称及び住所（事務所の所在地）
- 2 指定を取り消した日 令和\_\_年\_\_月\_\_日
- 3 指定を取り消した理由

定型企土6中「同法第14条第3項」を「同条第3項」に改める。

定型環政6中「縦覧場所、」を「縦覧の場所、」に、「(1) 縦覧場所」を「(1) 場所」に改める。

第6章第9節に次の1定型を加える。

**定型子女1 沖縄県平和祈念資料館の臨時休館**

**行為の根拠** 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第1項第4号

**公告の根拠** 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第2項

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第87号）第3条第1項第4号の規定により、次のとおり沖縄県平和祈念資料館を臨時に休館する。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

臨時休館日 令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日まで

定型文文1行為の根拠中「第11条第5項」を「第12条第5項」に改め、同定型告示の根拠中「第11条第6項」を「第12条第6項」に改め、同定型告示文中「第11条第5項」を「第12条第5項」に改め、同定型注1中「第11条第4項」を「第12条第4項」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第10号**

知 事 部 局  
労働委員会事務局

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令**

沖縄県職員人事評価実施規程（平成27年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1注4中「生物多様性推進監」の次に「福祉企画監」を、「港湾開発監」の次に「水質管理監」を加える。

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第11号**

知 事 部 局  
労働委員会事務局

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部を改正する訓令**

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程（令和2年沖縄県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 心理判定専門員（児童相談所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定により設置された児童相談所をいう。）に勤務する者に限る。）

第3条の表移住コーディネーターの項の次に次のように加える。

マイナンバー普及支援員	行政職給料表	1級
-------------	--------	----

第3条の表動物愛護管理非常勤獣医師の項の次に次のように加える。

動物愛護管理監視補助員	行政職給料表	1級
動物愛護管理指導員	行政職給料表	1級

第3条の表児童扶養手当等認定事務員の項の次に次のように加える。

ヤングケアラー・コーディネーター	行政職給料表	3級
------------------	--------	----

第3条の表情報公表事務補助員の項の次に次のように加える。

更生援護専門員	行政職給料表	2級
---------	--------	----

第3条の表交通事故相談員の項の次に次のように加える。

人権啓発・相談事務専門員	行政職給料表	1級
--------------	--------	----

第3条の表債権管理適正化調査員の項の次に次のように加える。

資産活用調査員	行政職給料表	2級
---------	--------	----

第3条の表医療従事者養成校等支援相談員の項の次に次のように加える。

沖縄県口腔保健支援センター歯科衛生士	医療職給料表(2)	1級
--------------------	-----------	----

第3条の表自立支援医療業務等専門員の項の次に次のように加える。

精神医療審査会業務専門員	行政職給料表	2級
--------------	--------	----

第3条の表病虫害防除員の項、空手関係図書業務専門員の項及び空手関係学芸業務専門員の項を削る。

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第12号

知 事 部 局  
 労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

企画部	移住コーディネーター	沖縄県に移住を希望する者に係る相談対応及び移住に係る情報発信等に関する補助的又は定型的な業務	を
企画部	移住コーディネーター	沖縄県に移住を希望する者に係る相談対応及び移住に係る情報発信等に関する補助的又は定型的な業務	に、
企画部	マイナンバーカード普及支援員	個人番号カードの出張申請会場の運営等に関する補助的又は定型的な業務	
環境部	動物愛護管理非常勤獣医師	狂犬病の予防並びに動物の愛護及び管理に関する補助的又は定型的な業務	を
環境部	動物愛護管理非常勤獣医師	狂犬病の予防並びに動物の愛護及び管理に関する補助的又は定型的な業務	に、
環境部	動物愛護管理監視補助員	動物の飼養及び保管状況の監視、調査等に関する補助的又は定型的な業務	
環境部	動物愛護管理指導員	飼養又は保管をされていない猫に係る不妊去勢手術、関係機関との調整等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	児童扶養手当等認定事務員	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	児童扶養手当等認定事務員	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	ヤングケアラー・コーディネーター	ヤングケアラーに関する相談支援、助言、調整等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	情報公表事務補助員	障害福祉サービス事業者等の基本情報及び運営情報の受理、公表及び調査に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	情報公表事務補助員	障害福祉サービス事業者等の基本情報及び運営情報の受理、公表及び調査に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	更生援護専門員	自立支援医療（育成及び更生医療に限る。）及び身	



		体障害者福祉法に基づく医師の指定等に関する補助的又は定型的な業務	
「	子ども生活福祉部	交通事故相談員	交通事故被害者等からの相談対応等に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	交通事故相談員	交通事故被害者等からの相談対応等に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	人権啓発・相談事務専門員	不当な差別その他の人権侵害に関する相談対応等に関する補助的又は定型的な業務
」			を
「	子ども生活福祉部	生活保護法律専門家	要保護者の保護の決定及び実施に係る法律上の問題等に対する助言に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	生活保護法律専門家	要保護者の保護の決定及び実施に係る法律上の問題等に対する助言に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	資産活用調査員	生活保護世帯が所有する不動産の活用についての調査、助言等に関する補助的又は定型的な業務
」			に、
「	保健医療部	沖縄県災害医療コーディネーター	災害時の医療の提供に係る助言及び調整に関する補助的又は定型的な業務
	保健医療部	沖縄県災害医療コーディネーター	災害時の医療の提供に係る助言及び調整に関する補助的又は定型的な業務
	保健医療部	沖縄県口腔保健支援センター歯科衛生士	歯科口腔保健に係る普及啓発や歯科相談、歯科健康教育等の歯科口腔保健の推進に関する補助的又は定型的な業務
」			を
「	保健医療部	自立支援医療業務等専門員	自立支援医療（精神通院医療に限る。）及び精神障害者保健福祉手帳に関する補助的又は定型的な業務
	保健医療部	自立支援医療業務等専門員	自立支援医療（精神通院医療に限る。）及び精神障害者保健福祉手帳等に関する補助的又は定型的な業務
	保健医療部	精神医療審査会業務専門員	精神医療審査会の運営、退院等の請求等に関する補助的又は定型的な業務
」			に、
「	農林水産部	特殊病害虫専任防除員	移動制限植物の検査のための船及び事業所への立入検査、廃棄処分の命令等に関する補助的又は定型的な業務
	農林水産部	病害虫防除員	農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生の予察、農薬使用の指導等に関する補助的又は定型的な業務
」			を
「	農林水産部	特殊病害虫専任防除員	移動制限植物の検査のための船及び事業所への立入検査、廃棄処分の命令等に関する補助的又は定型的な業務
」			に、

商工労働部	障害者職業訓練コーチ	障害者委託訓練の受講者に対する事前の訓練方針から訓練終了後の就職支援までの専門的・総合的な支援等に関する補助的又は定型的な業務	を
文化観光スポーツ部	空手関係図書業務専門員	空手道・古武道に係る図書の収集、整理、展示、保管等に関する補助的又は定型的な業務	
文化観光スポーツ部	空手関係学芸業務補助員	空手道・古武道に係る資料の調査、収集、整理、保存、修復、展示等に関する補助的又は定型的な業務	

商工労働部	障害者職業訓練コーチ	障害者委託訓練の受講者に対する事前の訓練方針から訓練終了後の就職支援までの専門的・総合的な支援等に関する補助的又は定型的な業務	に改
-------	------------	---	----

める。

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第13号**

知 事 部 局

特命推進課設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**特命推進課設置規程の一部を改正する訓令**

特命推進課設置規程（令和2年沖縄県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「特命推進班」の次に「及び地域外交室」を加える。

第4条第2項中「班長」を「室長及び班長」に改め、同条第3項中「指定した」の次に「室長及び」を加える。

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第14号**

知 事 部 局

感染防止経営支援課設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**感染防止経営支援課設置規程を廃止する訓令**

感染防止経営支援課設置規程（令和3年沖縄県訓令第21号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第15号**

知 事 部 局

観光事業者等支援課設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**観光事業者等支援課設置規程を廃止する訓令**

観光事業者等支援課設置規程（令和3年沖縄県訓令第24号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第16号

沖縄県教育委員会教育長訓令第2号

沖縄県企業局訓令第1号

庁 内 一 般  
教 育 庁 局  
企 業 局

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕  
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 半 嶺 満  
沖 縄 県 企 業 局 長 松 田 了

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程（平成19年沖縄県訓令第53号・沖縄県教育委員会教育長訓令第12号・沖縄県企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「商工労働部情報産業振興課長」を「商工労働部ITイノベーション推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県災害対策本部長  
沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 商工労働部の項中「情報産業振興班」を「ITイノベーション推進班」に、「情報産業振興課長」を「ITイノベーション推進課長」に、

	4 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。	を
感染防止経営支援班 班長 感染防止経営支援課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	

	4 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。	に改め、同
--	-----------------------------	-------

表文化観光スポーツ部の項中

交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。	を
観光事業者等支援班 班長 観光事業者等支援課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	

交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。	に改める。
--------------------	---------------------------------------	-------

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項**

**沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号**

**沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号**

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県国民保護対策本部長  
 沖縄県知事 玉 城 康 裕  
 沖縄県緊急対処事態対策本部長  
 沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令**

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2商工労働部の項中「情報産業振興班」を「ITイノベーション推進班」に、「情報産業振興課長」を「ITイノベーション推進課長」に、

	4 武力攻撃災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。	を
感染防止経営支援班 班長 感染防止経営支援課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	

	4 武力攻撃災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。	に改め、同
--	---------------------------------	-------

表文化観光スポーツ部の項中

交流推進班 班長 交流推進課長	海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。	を
観光事業者等支援班 班長 観光事業者等支援課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	

交流推進班 班長 交流推進課長	海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。	に改める。
--------------------	--------------------------------	-------

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**新型インフルエンザ等対策本部事項**

**沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号**

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長  
沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令**

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 商工労働部の項中「情報産業振興班」を「ITイノベーション推進班」に、「情報産業振興課長」を「ITイノベーション推進課長」に、

労働政策班 班長 労働政策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	を
感染防止経営支援班 班長 感染防止経営支援課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	

労働政策班 班長 労働政策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	に改め、同
--------------------	-------------------	-------

表文化観光スポーツ部の項中

交流推進班 班長 交流推進課長	外国人在住者への感染予防及びまん延防止の情報提供に関する事。	を
観光事業者等支援班 班長 観光事業者等支援課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	

交流推進班 班長 交流推進課長	外国人在住者への感染予防及びまん延防止の情報提供に関する事。	に改める。
--------------------	--------------------------------	-------

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--